

公 示

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）による消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、「水先料の上限の設定又は変更の認可を申請する場合に原価計算書その他水先料の上限の算出の基礎を記載した書類の添付の必要がない場合について」（平成24年2月10日付け国海技第157号国土交通大臣公示）の一部を下記のとおり改正したので公示する。

令和元年9月4日

国土交通大臣 石井 啓一



記

本則中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 本公示は、令和元年10月1日以降の日を実施予定日とする水先料の上限の設定又は変更の認可申請について適用する。
- 2 前項の申請の受付は、公示の日から開始する。